

事前協議にあたっての注意事項及び受付スケジュール

介護保険の事業者としての指定を受けるにあたっては、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるにあたっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

ついでには、事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記2（1）の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。（計画図面が基準に適合していない場合、翌月に再協議となる場合があります。）

1. 事前協議受付スケジュール

事前協議は、おおむね毎月1日から19日の間に行います。（土・日・祝日を除く。）

※ 予約制としますので、電話等で予約の上、ご来庁ください。予約が混み合うことも予想されますので、あらかじめ十分期間をおいた上で早めに予約をしてください。

【事前協議予約申込先】
 柏原市福祉こども部福祉指導監査課
 電話 072-971-5202（直通）

2. 事前協議にあたっての注意事項

（1）事前協議に必要な書類

- ①事業事前協議書（協議様式1）
- ②施設整備チェックリスト（協議様式2）

※事業を実施するにあたっては、当該建物が都市計画法、建築基準法、消防法等の法令に適合している必要があります。建築・改修の前に必要な手続き等について各担当部局に確認してください。

（i）開発担当部局

- ・市街化区域・市街化調整区域の確認
 柏原市都市政策課 072-972-1597
- ・市街化区域内の開発行為について
 柏原市都市開発課 072-972-1593
- ・市街化調整区域内の開発行為について
 大阪府審査指導課開発許可グループ 06-6210-9722

（ii）建築担当部局

大阪府審査指導課確認・検査グループ 06-6210-9724

（iii）消防担当部局

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部予防課 072-958-9928

③建物の図面

改修・新築等の計画図面で、基準を満たしていることがわかるよう、各室の用途や面積を記載してください。また、必要に応じて、記載した面積の範囲を蛍光マーカーで囲う等により明確にしてください。送迎が伴う場合等で駐車場を設置する場合は、駐車場を含んだものを作成してください。

④近隣の住宅地図等

施設周辺の様子がわかるもので、目印となる公共施設や駅などを含んだものを添付してください。

⑤収支予算書（任意様式）

次の項目を盛り込んだものを作成してください。

- ・収入
 自己資金、借入金など

- ・支出

建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備費用（事務費、人件費）などの初期投資費用、少なくとも運営経費の3ヶ月分を見込んだ運転資金など

(2) 事前協議の受付について

事前協議は、予約制となっていますので、指定申請の受付（受理）期間を考慮の上、あらかじめ期間に余裕を持って、早めに予約を行ってください。事前協議が完了しないものについては、指定申請を受付（受理）しない場合がありますので、ご注意ください。

また、予約件数が受付枠を超過した場合、事前に予告なく予約を終了します。

(3) 事前協議から指定までの流れ

介護保険居宅サービス事業者等の事前協議から指定までは、次の流れにより行われます。

①事前協議予約



②事前協議

↓※事前協議完了後、事業所の建築・改修を行ってください。

③事業所の建築・改修

↓※指定申請までに事業所の建築・改修が完了している必要があります。

④指定申請予約



⑤老人福祉法による設置届出

⑥介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月 21 日～前月 10 日の期間）

↓※事業所に関する必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置が完了している必要があります。

⑦現地調査（原則、事業開始前月 12 日～19日の期間）



⑧指定時研修受講・指定書交付（事業開始前月 20 日前後）

⑨事業開始